

門真市と追手門学院大学との連携に関する協定書

門真市と追手門学院大学は、相互の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、門真市（以下「甲」という。）と追手門学院大学（以下「乙」という。）が包括的な連携のもと、人的・知的資源の交流・活用を図り、地域課題への的確な対応、地域全体の教育・学術研究機能の向上、まちづくり、産業振興等の分野で相互に協力し、地域と大学の活性化に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲乙は、次の事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 地域の政策課題に係る共同研究の推進
- (2) 学校教育及び地域教育の向上
- (3) 子どもの健全育成に関する環境の整備
- (4) 安全安心なまちづくりに関する推進
- (5) 生涯学習に関する事業の推進
- (6) 健康、福祉に関する事業の推進
- (7) 地域産業の振興及び新産業の創出
- (8) 環境美化に関する推進
- (9) 様々な分野における交流を通じた人材育成
- (10) その他甲乙が協議して必要と認める連携・協力

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他の必要な事項については、甲乙が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、双方記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年11月27日

大阪府門真市中町1番1号

門真市長 宮本 一孝



大阪府茨木市西安威2丁目1番15号

追手門学院大学

学長 川原 俊明

